消費生活相談員　大募集！

令和３年４月～新制度を導入します！
横浜で、長く働くほど厚待遇に！

令和3年度から、新たに前歴換算制度、定期昇給制度・ステップアップ制度を導入します！他センターでの経験が初任給に反映されます。さらに定期昇給で年々報酬が上がっていきます！

横浜はココが違います！

前歴換算制度があるから・・・・あなたの相談員経験に応える待遇でお迎えします！
定期昇給制度・ステップアップ制度があるから・・実力に見合った処遇でやる気 UP!
無期雇用転換制度があるから・・・通常に勤務していただければ、６年目から定年６５歳まで期間の定めのない雇用となります。「なが－く」働くことができます。

消費生活相談員は、社会貢献度が高い！市民から感謝される！

だから、やりがいあり！

当センターは上大岡駅と直結、雨の日も傘はいりません。便利でキレイなオフィスで新鮮な気持ちで、やりがいある消費生活相談員のお仕事を始めませんか？

上大岡駅直結徒歩３分！
便利なビルだよ

オフィスもきれい、トイレもとっても清潔でキレイ

政府インターネットテレビで紹介されました。
https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg19983.html

応募の詳細は次ページ以降をご覧ください。

消費生活相談員募集のお知らせ

公益財団法人横浜市消費者協会

■履歴書 及び 作文等 受付期間(第一次選考)

令和３年１月２９日（金）まで　受　付（郵送のみ、必着）

横浜市消費生活総合センターの指定管理者である公益財団法人横浜市消費者協会が消費生活相談業務等に従事する消費生活相談員を募集します。

令和３年度から、新たに**定期昇給制度・ステップアップ制度を導入したことにより**、勤続年数に応じて**毎年昇給します**。また**前歴換算制度の導入**により、**他センターでの経験が初任給に反映**されます。

１　採用人数
若干名　（令和３年４月１日採用）

２　応募資格
次のいずれかに該当する人
（１）　消費生活相談員資格（国家資格）を有する者
（２）　消費生活専門相談員（国民生活センター認定資格）
（３）　消費生活コンサルタント（日本消費者協会認定資格）
（４）　消費生活アドバイザー（日本産業協会認定資格）

３　主な業務
消費生活相談（電話相談、面接相談）、出前講座等における講師など

４　求められるスキル
（１）親切で丁寧な消費生活相談対応能力
（２）ワード、エクセルによる文書作成に必要な知識・技術

５雇用内容、勤務条件

（１）	身　　分	公益財団法人横浜市消費者協会　嘱託員（業務：消費生活相談員）
（２）	勤務場所	**横浜市消費生活総合センター** 横浜市港南区上大岡西１－６－１　ゆめおおおかオフィスタワー４Ｆ （横浜市営地下鉄線/京浜急行線　横浜駅から１０分程度「上大岡駅」徒歩３分）
（３）	雇用期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日 業務量及び業務の進捗状況等、勤務成績、態度、能力、予算の状況等を総合的に勘案し、契約を更新する場合があります。（契約更新は 64 歳まで） ※事前研修を行う場合があります。
（４）	報酬等	月額 210,200～217,900 円、賞与あり（令和３年度見込み 2.60 月分）、通勤費支給（年収概算　306～318 万円） ※前歴換算制度により、他センターでの経験がある場合には一定の基準に基づいて加算されます。定期昇給制度・ステップアップ制度により勤続年数に応じて報酬が上がっていきます。 例：勤続 10 年での 11 年目の見込み月額２２７,８００円（年収概算３３２万円） 長く勤めれば勤めるほど上がっていきます。
（５）	勤務日	週４日勤務、月１回程度（令和２年度実績）土曜日又は日曜日の勤務あり。
（６）	休暇・休日	年次休暇（初年度１６日、更新になった場合残数があれば翌年度まで繰越） 夏季休暇（年次休暇とは別に年度ごと４日）、慶弔休暇、病気休暇制度等あり 祝日、年末･年始（１２月２９日～１月３日）

（7）	勤 務 時 間	午前８時４５分～午後５時１５分 月３回程度（令和２年度実績）午後７時までの時差勤務があります。
（8）	社 会 保 険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
（9）	そ の 他	採用後最初の契約更新は、習熟度測定により、着実に業務を行う実力が身についたかを確認できることを条件とします。 採用後、消費生活相談員資格（国家資格）の取得を推奨しています。 横浜市勤労者福祉共済加入・健康診断（がん検診等含む）実施 無期雇用転換制度を法令の定めよりも１年前倒しで実施しています。（通算雇用期間５年目の年度に申し出ると翌年度から無期雇用に転換可能）

６　提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

（１）履歴書：ＪＩＳ規格のA3サイズの履歴書に自筆で記入してください。
メールアドレス（パソコン・スマートフォンどちらでも可）をお持ちでしたら履歴書に記入してください。

（２）応募資格を証明する書類の写し

（３）作文：市販の４００字詰め原稿用紙２枚に問題に対する考えを自筆で記述してください。

≪作文問題≫

消費生活相談員の役割を述べるとともに、どの様な心構えで相談員業務に取り組むか考えを述べてください。

（４）返信用封筒２枚：返信先を明記し、それぞれ８４円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限：令和３年１月２９日（金）必着（郵送のみ）

≪あて先≫
〒233-0002　横浜市港南区上大岡西１－６－１
ゆめおおおかオフィスタワー４階　横浜市消費生活総合センター内
公益財団法人横浜市消費者協会　消費生活相談員募集担当あて

７　選考方法

（１）第一次選考（書類審査）
結果は２月４日（木）までに全員に通知を発送します。

（２）第二次選考（個人面接他）
面接は２月中旬以降を予定しています。時間及び会場は第一次選考合格者に電話および郵送で連絡します。また、面接の参考資料として当日簡単な質問シートに回答を記述していただきます。
（その他簡単なWEB方式検査があります。ご自宅受験が難しい場合は別に対処します。）
合否通知については、二次選考後通知します。（詳細は後日連絡します。）

８　その他

（１）提出書類に虚偽があった場合、WEB方式の検査での代理者受験があった場合は、合格を取り消すことがあります。

（２）この選考において提出された書類は一切お返ししません。

（３）WEB方式の検査の結果はお渡ししません。

（４）選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Ｅメールでのご質問等はご遠慮ください。

（５）いただいた個人情報は、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

《問合せ先》
公益財団法人横浜市消費者協会　「消費生活相談員募集担当」　長谷川・鈴木
電　話　０４５－８４５－７７２２　（午前８時４５分～午後５時３０分）
■横浜市消費生活総合センターホームページ　https://www.yokohama-consumer.or.jp/